

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 令和元年9月12日(木)
午後0時57分～午後1時28分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 佐々木哲男 副委員長 大泉徳子
委員 齋 浩美 委員 佐藤正博
委員 長南良彦 委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 生活経済部長 小野寺 俊
出席をした 生活経済部次長兼 小久保 眞由美
者の職氏名 商工観光課長 森 浩吉
市民課長 真竹 康司
水道事業所長 渡邊 英樹
生活経済部企画員兼 浅野 美保子
商工観光課長補佐 山家 ちとせ
市民課長補佐 境 幸代
水道事業所主幹兼 新妻 里恵
庶務係長 守 正樹
商工観光課長
企業誘致係長

6 事務局職員 事務局 長 相澤 幸也
次 長 加藤 勤
主 査 丹野 宏俊

7 付議事件

- (1) 議案第71号 名取市印鑑条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第73号 名取市企業立地促進条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第74号 名取市水道給水条例の一部を改正する条例

午後0時57分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長、水道事業所長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第71号 名取市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 第3条第2項について伺います。

資料には、「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合は、登録できる印鑑に「旧氏」を追加することを規定」という文言が付されています。「旧氏が記録されている場合」というのはどういうことなのか、その内容について伺います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、市民課長。

○市民課長（森 浩吉） 今回の改正に基づきまして、住民票に旧氏を記載できるようになります。これにより、現在印鑑登録は住民登録されている氏名で登録されていますが、旧氏で登録できるようになります。

旧氏については、今後11月5日から登録されます。旧氏のある方は申請をしていただいて、それに基づいて住民票に記載されるということです。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） そうすると、今の状況では記載されていない。11月5日に施行されてからは旧氏を持った方は記載されて、その場合に限っては新たに旧氏で住民登録ができるようになるということですね。

「記録されている場合」というのは、いわゆる姓を変えて、旧姓がある人に

については、申請をすることで可能になるという意味ですか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、市民課長。

○市民課長（森 浩吉） 委員お見込みのとおりです。旧氏のある方については、登録していただければ、それに基づいて印鑑登録ができるということですので。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 11月5日以前に氏が変わっている方については、戸籍謄本などで住民票やマイナンバーカードに旧氏を併記するということですね。それ以降に印鑑登録もできるということでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、市民課長。

○市民課長（森 浩吉） 今までは住民票に記載の氏名でないと登録できなかったのですが、11月5日からは旧姓のある方が申請をすることで住民票に旧氏を登録できるようになり、それをもって印鑑登録証明書もとれるということですので。

○委員長（佐々木哲男） 大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） では、具体的に例を挙げると、私は旧姓が石川といいます。私が今の住民票に旧姓を登録するとしたら、戸籍謄本を取り、住民票やマイナンバーカードに石川を併記してくださいと申請することで併記していただけるということですね。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、市民課長。

○市民課長（森 浩吉） そのとおりです。大泉委員の例ですと、前の石川という姓を住民票に併記していただければ、石川でも印鑑登録ができるということです。

○委員長（佐々木哲男） 大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） そうしますと、現在の条例では登録できる印鑑は1人1個となっておりますけれども、11月5日以降は1つの氏につき1つの印鑑登録ができるように変わるということでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、市民係長。

○市民課市民係長（境 幸代） 印鑑登録については、条例上1人1個とされています。また大泉委員の例を挙げますと、まず大泉として登録されていて、

その後石川という旧姓を住民登録上、併記したとします。そして、石川の印鑑登録をしたいとなった場合は、現在登録されている大泉という印鑑は廃止になります。住民票上は両方を記載していて、大泉徳子とも、旧姓は石川ともなっているのです、どちらでも登録できるということになります。ただ、1人1個というのは変わりません。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 1個しか登録できないとなっても、大泉委員は結婚していますよね。それで、石川の印鑑を使う必要はどこに出てくるのかと思うのですが、その辺は矛盾していますね。現在、銀行から借り入れなどをする場合であっても、ほとんどが大泉の姓で行うわけですよね。そこで、新たに石川の印鑑を登録して、大泉の印鑑登録がなくなった場合は、それは銀行に行っても絶対に通用しないでしょう。その辺は疑問なのですが、どうですか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、市民課長補佐。

○市民課長補佐（浅野美保子） 先ほどの大泉委員の例は、現在は大泉で、旧氏の石川を住民票に記載して、印鑑登録したいのが石川だった場合ということで市民係長から説明をいたしました。婚姻等で姓が変わる、多くは女性の方ですが、その旧氏のまま会社で働き続けたりする方も中にはいらっしゃいます。結婚を機に名字が変わったことで、今までの印鑑登録を廃止していたのが多く見受けられる例でしたが、今般、11月5日以降の住民票へ旧氏を記載することを希望した方で、記載している人に限っては、旧氏のまま引き続き印鑑登録が可能になります。

どういう場合に使うのかについては、私どもでは想定できないのですが、旧氏が載った住民票や印鑑登録証明書を銀行等で使うことによって、旧氏のまま契約が続行されるというようなメリットがあると聞いているところです。

○委員長（佐々木哲男） 山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） そうすると、別のところまで波及して、夫婦別姓でもって婚姻をするような場合は、それはそれで今の状態で問題ないと思うのですが、何か違和感があります。その辺のところはどうですか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、市民課長補佐。

○市民課長補佐（浅野美保子） このたび11月5日付で住民基本台帳法施行令

の一部改正により、手続により旧氏の併記を希望する方には、住民票自体に御自分の現在の名前の下に旧氏が載り、現在の名前と旧氏が記載された住民票ができ上がります。

それをもとに、印鑑登録証明書自体もこのたびの改正で、現在の名前の下に旧氏が載るような証明になります。このことで、結婚した前と後、どのように変わったのかわかる方がこれから発生するという状況になっています。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 旧氏を住民票に盛り込むかどうかは、あくまで申請だということですね。別に印鑑登録をする、しないにかかわらず、市民課で申請をすれば記載していただけると。その場ですぐにできるものなのですか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、市民係長。

○市民課市民係長（境 幸代） まず、戸籍謄本等の証明書類で旧氏が希望している姓だということを確認します。確認次第、申し出をいただいて、住民票に職権で記載するという形になります。

その登録をした後に、住民票などを発行すれば、先ほど課長補佐から申し上げたとおり、現在名乗っている名前と旧氏の両方が載るというイメージになります。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 女性活躍の観点からこのような制度を導入するといえますか、改正すると盛り込まれています。女性に限らず、結婚して男性の姓が変わることもあると思うのですが、これは全く同じということでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、市民係長。

○市民課市民係長（境 幸代） 旧氏が発生する方については、男性ももちろん同じ扱いとなります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第71号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号 名取市印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 名取市企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 条件を緩和したということですが、第6条第1項第1号で伺います。常時雇用者数の規定を削除するというので、上程されたときの質疑でもありましたが、常時雇用者とは正規雇用でなくても構わないというような話でした。第6条を見ると、引き続き1年以上雇用していることというキーワードがあるのですが、この規定の解釈としては、例えば1年1日まで雇用していてもその条件に当てはまるという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（守 正樹） おっしゃるとおり、要件に当てはまるということです。

○委員長（佐々木哲男） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 1年1日でもオーケーという場合であれば、その1年以上というところ、これくらい働きますという確認については、市ではどのように対応されるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（守 正樹） 雇用奨励金については、申請ができるのが操業開始日の2年後から2月以内という形になりまして、実際は、申請年の翌年に支払うこととなります。ですので、雇用してから1年経過した後に申請し、1年経過した後、実際に勤めているかどうか確認して交付するという

形になります。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 第5条第1項でお伺いします。そもそもこの企業立地促進条例というのは、工場の新設、移設、増設と、さまざまな条件に対応する内容になっていると思うのですが、全て同じ扱いで改正するという考えなのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（守 正樹） 全て同じ条件で改正するという事です。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） これまでの企業立地促進条例を見ますと、例えば工場の場合ですと、投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用者数が20人以上、中小企業者にあつては5,000万円以上かつ10人以上との要件があります。今回、この雇用人数の部分だけ改正する内容になっているのですが、投下固定資産額という金額の条件は全く関係なく、人数だけ改正するというのは、どういう理由でしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（守 正樹） 最近、企業側からすれば、機械化が進んでいますので、まず設備投資に力を入れているということもあり、投下固定資産額の要件をもって対象にならなかった企業がほとんどなかったということで、今回はこの点に関してはそのままにして、まずは雇用人数を緩和して、奨励金制度を利用する企業が1社でもあるように改正するものです。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 投下固定資産額についてはこの規定に抵触するような案件がなかったということで、人数の規定だけ改正するという事です。逆にそうであるならば、これはそのまま残しても何の問題もないわけであって、あえて全然触れないで雇用人数だけに絞ったというのは、何か深い理由があるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（守 正樹） 投下固定資産額については、その要

件に満たない企業はほとんどなかったわけですが、機械化が進む中で雇用人数が少なくなっていることから、雇用人数の要件でどうしても対象にならない企業が出てきているので、今回まずは雇用人数の要件を緩和するという改正を図るものです。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 第8条第1項第1号水道開発負担金助成金ですが、調べてみたところ、これは今まで皆さん助成を受けているようです。先ほどと同じような質疑になりますが、助成の対象にならなかったケースというのはあったのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（守 正樹） こちらについては、そもそも開発負担金を納入している企業が対象なので、納入していない企業は当然助成の対象にはなりません。要件に満たないので、助成金がもらえなかったという企業は、今のところ特にない状況です。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） もう一つ確認になるかと思いますが、資料の文中にある常時雇用者の捉え方です。基本的に法律にのっとった人を指しているということが書いてあるのですが、市の捉え方としては、パートタイムであろうがフルタイムであろうが、働いている人という一くくりなののでしょうか。それとも、それぞれ個々の状況で雇用者数を捉えるのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（守 正樹） 基本的には季節労働者以外のパートタイムやアルバイトであったり、当然正規社員であったり、そういった方たちが含まれています。

○委員長（佐々木哲男） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） そうすると、先ほどの質問と合わせて考えると、この奨励金を受けるためだけに雇用するというか、悪質な例などもありうるのではないかと思います。その辺について、どのように縛りというか、確認を重ねるのか伺いたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（守 正樹） もともとこの制度は、まずはとにかく1社でも市内に企業を誘致して、市民の雇用を確保するという意味で制定されたものですので、そこまでの縛りは今のところありません。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今回、常時雇用人数を20人から10人に大幅に減らすわけですが、そうしますと、小規模企業も含めて来られる業者というのはかなり広くなるのではないかと思います。そうなったときに受け皿として特に問題はないのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（守 正樹） 現在、企業誘致しているのが閑上の産業用地です。そちらについては今のところ全体の面積の3分の1程度、もう企業が決まっている状態ですので、残り3分の2はこれからという状況ですし、飯野坂東部、また愛島西部も進んでいますので、受け皿としては問題ないものと捉えているところです。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 閑上を含め、飯野坂東部とそれから愛島西部という話がありましたが、これは愛島台ということですね。この3つが今考えているところという理解でよろしいですか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、企業誘致係長。

○商工観光課企業誘致係長（守 正樹） 委員のおっしゃるとおりです。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第73号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号 名取市企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 名取市水道給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑はありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今回、指定給水装置工事業業者指定手数料が1万3,000円から1万円に、新たに更新手数料が7,000円で、5年ごとに更新が必要となる制度に変わるということです。これは水道給水条例の改正ということですが、業者によっては水道事業と下水道事業を一緒に取り扱っているところもあるのではないかと思います。今までですと、下水道に関しても同じように手数料が発生していたと思います。これをセットでなく、今回水道だけ改正するという考え方についてお伺いします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、水道事業所長。

○水道事業所長（真竹康司） 改正水道法の中の更新制度導入というところから落とし込んでいって、今回の水道給水条例を改正するものですので、根拠法令そのものが下水道の部門とは全く違っているものです。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 先般、ご説明いただいた中で、事業者は市内に24者、市外に191者あるということでしたが、手数料は市内も市外も一律なのかどうか、それから、市内業者への優遇措置と言っているのかどうかわかりませんが、その辺の考え方はなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、水道事業所長。

○水道事業所長（真竹康司） 委員御質疑の点については、市内、市外とも共通で設定しています。例えば名取市管工事業協同組合に対しても、指定手数料は新規も更新も含めて、温度差、差別感を出していないところです。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結い

たします。

これより議案第74号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号 名取市水道給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第71号、議案第73号及び議案第74号の3カ件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時28分 散会

令和元年9月12日

建設経済常任委員会

委員長 佐々木 哲 男